

○総務省告示第 号

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第 号）  
附則別表第一の十二の項の規定に基づき、総務大臣が告示する機能及び単位費用総額の算定方法を次  
のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法（一）	単位費用総額の算定方法（二）
1 市内通信機能	<p>第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、加入者交換機内折返し通信機能、加入者交換機設置局内折返し通信機能及び単位料金区域内折返し通信機能を併用して、同一の単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能</p>	<p>加入者交換機内折返し通信に係る単位費用            + 加入者交換機設置局内折返し通信に係る単位費用            + 単位料金区域内折返し通信に係る単位費用</p> <p>各単位費用は、次に掲げる式により計算する。</p> <p>(1) 加入者交換機内折返し通信に係る単位費用            = (加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用            + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用×2)            × A 1</p> <p>(2) 加入者交換機設置局内折返し通信に係る単位費用            = (加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用×2            + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用×2)            × A 2</p> <p>(3) 単位料金区域内折返し通信に係る単位費用            = (加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用×2            + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用×2            + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用×2            + 中継交換部に係る単位費用            + 中継交換機共用トランクポー</p>	<p>加入者交換機内折返し通信に係る単位費用            + 加入者交換機設置局内折返し通信に係る単位費用            + 単位料金区域内折返し通信に係る単位費用</p> <p>各単位費用は、次に掲げる式により計算する。</p> <p>(1) 加入者交換機内折返し通信に係る単位費用            = (端末系ルータ交換部に係る単位費用×2            + 中継系ルータ交換部に係る単位費用            + 中継伝送共用部に係る単位費用×2)            × A 1</p> <p>(2) 加入者交換機設置局内折返し通信に係る単位費用            = (端末系ルータ交換部に係る単位費用×2            + 中継系ルータ交換部に係る単位費用            + 中継伝送共用部に係る単位費用×2)            × A 2</p> <p>(3) 単位料金区域内折返し通信に係る単位費用            = (端末系ルータ交換部に係る単位費用×2            + 中継系ルータ交換部に係る単位費用</p>

		$\begin{aligned} & \text{ト部に係る単位費用} \times 2 \\ & + \text{中継伝送共用部に係る単位費用} \times 2) \\ & \times A 3 \end{aligned}$	$\begin{aligned} & + \text{中継伝送共用部に係る単位費用} \times 2) \\ & \times A 3 \end{aligned}$
2	リルーティング通信機能	<p>第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、市内通信機能及び中継区域内折返し通信機能を併用して、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」という。）に係るリルーティング通信の交換及び伝送を行う機能</p> <p>市内通信に係る単位費用 + 中継区域内折返し通信に係る単位費用</p> <p>各単位費用は、次に掲げる式により計算する。</p> <p>(1) 市内通信に係る単位費用 = 市内通信機能に係る単位費用 <math>\times B 1</math></p> <p>(2) 中継区域内折返し通信に係る単位費用 = (加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 <math>\times 2</math> + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用 <math>\times 2</math> + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 <math>\times 2</math> + 中継交換部に係る単位費用 + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 <math>\times 2</math> + 中継伝送共用部に係る単位費用 <math>\times 2</math>) <math>\times B 2</math></p>	<p>市内通信に係る単位費用 + 中継区域内折返し通信に係る単位費用</p> <p>各単位費用は、次に掲げる式により計算する。</p> <p>(1) 市内通信に係る単位費用 = 市内通信機能に係る単位費用 <math>\times B 1</math></p> <p>(2) 中継区域内折返し通信に係る単位費用 = (端末系ルータ交換部に係る単位費用 <math>\times 2</math> + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用 <math>\times 2</math>) <math>\times B 2</math></p>
3	リルーティング指示に係る網保留機能	<p>第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通信を行うに当たって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換</p> <p>(加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用 + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継交換部に係る単位費用</p>	<p>(端末系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用) <math>\times C 1</math></p>

	機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能	+ 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用) × C 1	
4 の 1 一般音声ガイダンス送信用接続通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、加入者交換機接続機能及び中継交換機接続機能を併用して、事業者（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者をいう。以下同じ。）が協定を締結するサービス提供事業者（以下「協定事業者」という。）の提供サービスのための音声ガイダンスを送出する通信の交換及び伝送を行う機能（特定音声ガイダンス送信用接続通信機能を除く。）	加入者交換機接続に係る単位費用 + 中継交換機接続に係る単位費用  各単位費用は、次に掲げる式により計算する。 (1) 加入者交換機接続に係る単位費用 = (加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用) × D 1 (2) 中継交換機接続に係る単位費用 = (加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 + 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用 + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継交換部に係る単位費用 + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用) × D 2	加入者交換機接続に係る単位費用 + 中継交換機接続に係る単位費用  各単位費用は、次に掲げる式により計算する。 (1) 加入者交換機接続に係る単位費用 = (端末系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ変換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用) × D 1 (2) 中継交換機接続に係る単位費用 = (端末系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ変換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用) × D 2
4 の 2 特定音声ガイダンス送信用接続通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、加入者交換機接続機能及び中継交換機接続機能を併用し、特定中継事業者（日本電信電話株式会社法	中継区域内設置装置への接続に係る単位費用 + 中継区域外設置装置への接続に係る単位費用（中継区間部分は除く。）	中継区域内設置装置への接続に係る単位費用 + 中継区域外設置装置への接続に係る単位費用（中継区間部分は除く。）

一部を改正する法律（平成9年法律第98号）附則第2条第2項に規定する株式会社をいう。5の2の項において同じ。）の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供サービスのための音声ガイダンスを送出する通信の交換及び伝送を行う機能

各単位費用は、次に掲げる式により計算する。

(1) 中継区域内設置装置への接続に係る単位費用

= (加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用  
+ 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用  
+ 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用  
+ 中継交換部に係る単位費用  
+ 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用  
+ 中継伝送共用部に係る単位費用)

× E 1

(2) 中継区域外設置装置への接続に係る単位費用

= (加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用  
+ 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用  
+ 中継交換部に係る単位費用)

× E 2

+ (加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用  
+ 加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用  
+ 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用  
+ 中継交換部に係る単位費用  
× 2  
+ 中継交換機共用トランクポー

各単位費用は、次に掲げる式により計算する。

(1) 中継区域内設置装置への接続に係る単位費用

= (端末系ルータ交換部に係る単位費用  
+ 中継系ルータ交換部に係る単位費用  
+ 中継系ルータ変換部に係る単位費用  
+ 中継伝送共用部に係る単位費用)

× E 1

(2) 中継区域外設置装置への接続に係る単位費用

= (端末系ルータ交換部に係る単位費用  
+ 中継系ルータ交換部に係る単位費用 × 2  
+ 中継系ルータ変換部に係る単位費用 × 2  
+ 中継伝送共用部に係る単位費用)

× (E 2 + E 3)

		ト部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用) × E 3	
5の1 一般リダイレクション網使用機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち第一種指定中継交換機で接続する協定事業者の通信の経路を設定するために、第一種指定加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	(加入者交換部(交換等設備)に係る単位費用 + 加入者交換部(伝送路設備)に係る単位費用 + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継交換部に係る単位費用 + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用) × F 1	(端末系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ変換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用) × F 1
5の2 特定リダイレクション網使用機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち特定中継事業者が設置する中継交換機で接続する協定事業者の通信の経路を設定するために、第一種指定加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	(加入者交換部(交換等設備)に係る単位費用 + 加入者交換部(伝送路設備)に係る単位費用) × G 1	(端末系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ変換部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用) × G 1
6 中継交換機加入者交換機接続機能	他の電気通信設備を第一種指定中継交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送を行う機能であって、第一種指定加入者交換機を経由し、当該第一種指定加入者交換機において他の電気通信設備を接続するもの(中継交換機加入者交換機接続番号照会機能を除く。)	加入者交換部(交換等設備)に係る単位費用 + 加入者交換部(伝送路設備)に係る単位費用 + 加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継交換部に係る単位費用 + 中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用	中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ変換部に係る単位費用
7 中継交換機加	他の電気通信設備を第一種指	加入者交換部(交換等設備)に係る	端末系ルータ交換部に係る単位費用

入者交換機接続 番号照会機能	定中継交換機で接続する場合に おける第一種指定電気通信設備 により通信の交換及び伝送を行 う機能であって、電気通信番号 の照会后に第一種指定加入者交 換機を経由し、当該第一種指定 加入者交換機において他の電気 通信設備を接続するもの	単位費用 + 加入者交換部（伝送路設備）に係 る単位費用 + 加入者交換機共用トランクポー ト部に係る単位費用 + 中継交換部に係る単位費用 + 中継交換機共用トランクポー ト部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用	+ 中継系ルータ交換部に係る単位費 用×2 + 中継系ルータ変換部に係る単位費 用×2 + 中継伝送共用部に係る単位費用×2
8 中継交換機経 由番号照会機能	他の電気通信設備を第一種指 定中継交換機で接続する場合に おける第一種指定電気通信設備 により通信の交換及び伝送を行 う機能であって、第一種指定加 入者交換機を経由しないもの のうち電気通信番号の照会を行う もの	加入者交換機共用トランクポー ト部に係る単位費用 + 中継交換部に係る単位費用 + 中継交換機共用トランクポー ト部に係る単位費用 + 中継伝送共用部に係る単位費用	中継系ルータ交換部に係る単位費用 + 中継系ルータ変換部に係る単位費 用 + 中継伝送共用部に係る単位費用

注 各係数は、通信量等の単位ごとに次に定める方法により算定した値とする。

- A 1：加入者交換機内折返し通信、加入者交換機設置局内折返し通信及び単位料金区域内折返し通信に係る通信量等の合計のうち加入者交換機内折返し通信に係る通信量等が占める比率を、接続料の設定に用いる通信量等により算定したもの
- A 2：加入者交換機内折返し通信、加入者交換機設置局内折返し通信及び単位料金区域内折返し通信に係る通信量等の合計のうち加入者交換機設置局内折返し通信に係る通信量等が占める比率を、接続料の設定に用いる通信量等により算定したもの
- A 3：加入者交換機内折返し通信、加入者交換機設置局内折返し通信及び単位料金区域内折返し通信に係る通信量等の合計のうち単位料金区域内折返し通信に係る通信量等が占める比率を、接続料の設定に用いる通信量等により算定したもの
- B 1：リルーティング通信における市内通信及び中継区域内折返し通信に係る通信量等の合計のうち市内通信に係る通信量等が占める比率を、前々期算定期間における通信量等の実績値により算定したもの
- B 2：リルーティング通信における市内通信及び中継区域内折返し通信に係る通信量等の合計のうち中継区域内折返し通信に係る通信量等が占める比率を、前々期算定期間における通信量等の実績値により算定したもの
- C 1：第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第19条の規定により記録された通信量等のうちリルーティング指示に係る網保留時間
- D 1：一般音声ガイダンス送出用接続通信における加入者交換機接続及び中継交換機接続に係る通信時間の合計のうち加入者交換機接続に係る通信時間が占める比率を、前々期算定期間における通信時間の実績値により算定したもの
- D 2：一般音声ガイダンス送出用接続通信における加入者交換機接続及び中継交換機接続に係る通信時間の合計のうち中継交換

- 機接続に係る通信時間が占める比率を、前々期算定期間における通信時間の実績値により算定したもの
- E 1 : 特定音声ガイダンス送出用接続通信における中継区域内設置装置への接続及び中継区域外設置装置への接続に係る通信時間の合計のうち中継区域内設置装置への接続に係る通信時間が占める比率を、前期算定期間の上半期における通信時間の実績値により算定したもの
- E 2 : 特定音声ガイダンス送出用接続通信における中継区域内設置装置への接続及び中継区域外設置装置への接続に係る通信時間の合計のうち中継区域外設置装置への接続に係る通信時間が占める比率を前期算定期間の上半期における通信時間の実績値により算定した値に、当該中継区域外設置装置への接続に係る通信時間のうち加入者交換機接続発信の場合の通信時間が占める比率を前々期算定期間における通信時間の実績値により算定した値を乗じたもの
- E 3 : 特定音声ガイダンス送出用接続通信における中継区域内設置装置への接続及び中継区域外設置装置への接続に係る通信時間の合計のうち中継区域外設置装置への接続に係る通信時間が占める比率を前期算定期間の上半期における通信時間の実績値により算定した値に、当該中継区域外設置装置への接続に係る通信時間のうち中継交換機接続発信の場合の通信時間が占める比率を前々期算定期間における通信時間の実績値により算定した値を乗じたもの
- F 1 : 第一種指定電気通信設備接続料規則第19条の規定により記録された通信量等のうち一般リダイレクション網使用機能接続処理時間
- G 1 : 第一種指定電気通信設備接続料規則第19条の規定により記録された通信量等のうち特定リダイレクション網使用機能接続処理時間